

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月27日
照会部署名 仙台北年金事務所 適用調査課
照会担当者 一般職 小野寺 克夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 佐藤 康雅

(案件)

(受付番号) No. 2010-89	報酬および賞与の範囲について
-----------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<報酬及び賞与の範囲について>

以下事例の場合、ストックオプション制度において新株予約権を行使し取得した株式売却益は、健保法3条5項及び厚年法3条に規定する「報酬」もしくは健保法3条6項及び厚年法3条に規定する「賞与」に含まれますか。

- ① 株式売却益は給与明細書中の「その他手当」等の項目に載せ、通常の給与と合わせて事業主から従業員に対し支給する。
- ② ①について規定した給与規定等は作成していない。
- ③ 支給回数は一時的なものとなる。

(回答)

ストック・オプション制度では、新株予約権を付与された労働者が実際に権利行使する場合、その権利行使の時期や株式の売却時期については、労働者自身が決定することとされている。

つまり、ストック・オプションによる利益が発生するか否かは労働者の意志に左右されることから、労働の対償とはなり得ない。

したがって、ストック・オプション制度から得られる利益については、社会保険制度において「報酬」及び「賞与」のいずれにも該当しない取り扱いとなる。

回 答 日 平成22年2月3日

回 答 部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回 答 作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メーラアドレス [REDACTED]

主 管 担 当 部 署 の 長 の 確 認

(軽微なものについてはグループ長)

山上